

# 障害乳幼児の療育に

# 応益負担を持ち込ませない会

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

編集発行責任者／池添 素 電話&FAX(075)465-4310

持ち込ませない会 HP <http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

# No. 30

## 会報

発行：2013年8月2日

### 目次

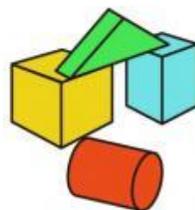
1P … 金閣寺

2P … 5.19 集会報告、書籍紹介

3P … あかつき・ひばり園の請願署名の取り組み

4-5P … 改正児童福祉法施行から1年、報告と課題

6P … 全国発達支援通園事業連絡協議会全国大会 in 宮崎



### 金閣寺

「持ち込ませない会」の仲間は、北から南まで全国に暮らしています。暑さも違うし、天気も違うし、食べ物も違うし、抱えている困難に違いがあります。被災地でも何一つ同じ悩みはありません。しかし、みんな違いをこえて、子ども達の命と育ちと暮らしが守られることを願って手をつないでいます。親に責任を押し付けるのではなく、社会や自治体や国がしっかりと支えてくれること、いつでもどこでも、最善の訓練や療育・保育が受けられることはアタリマエの権利だということ、一人の声では小さいが、たくさん集まると大きな声にして届けていくのが「持ち込ませない会」の役割です。

参議院選挙の結果を受け、与党の社会保障政策は弱者を切り捨てる動きがこれまでより強くなっています。子ども達の問題が置き去りにされないように、「療育」が会社の儲けの対象にされないように、保育や幼児教育から分断されないように、もう一度気持ちを引き締めていきましょう。

12月2日(月)は障全協の厚生労働省との話し合いが入る予定です。直接私たちの声を届けましょう。詳細はHPでお知らせします。 事務局長 池添素

## 療育を考える学習交流集会に100名を超える参加 保護者の声で療育の大切さを訴える

全障研全国事務局 安藤史郎

5月19日(日)に、京都市内で、療育の役割とこれからを考える学習交流集会が開かれました(主催＝障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会)。学習会、情勢報告、保護者発言が企画され、療育の意義を確認し合う場となりました。

保護者による発言では、全国から参加した8名の保護者が登壇。

療育に通つての感想で、「私一人だけじゃなく、みんながんばっているんだな、と元気が出てきた。発達の道筋を知ると、他の子と比べて、子どもを信じて待つ姿勢をもてるようになった。わが子の成長に勇気づけられ、他の子のためにも行動できるようになり、みんなで子育てをしているという輪ができていった。」と話すのは鹿児島島の保護者。子どもの成長とともに、関わり方が変わり、保護者のつながりが地域にも広がっていったことが話されました。

教室をわざと休んだこともありましたが、療育に通い、他のお母さんと話すようになった。みんな笑い合っている。不安がした時に出てくる心の不安がある。でも逃げずに立ち向かっているお母さんたちの強さ。うらやましかつた。ずっと他の子どもと自分の子どもを比べていたが、親子療育でのお母さんたちの愛情の深さを感じ、私も他のお子さんにも目を向けていけるようになった。身体が不自由でも楽しいことがやりたい、みんなと遊びたい、かっこいいところを見てほしいというすてきな心がいっぱいの子どもばかり。うれしそうな表情や仕草が、自分の心をゆっくりに溶かしてくれ、障害をもつ息子と立ち向かう姿勢をつくっていかけてくれた。」と、自身の胸の内を言葉にされました。

「療育」と銘打って事業所が全国に増えていきます。しかし資源が数的目標としてあるだけでなく、一人ひとりの揺れる思い

に寄り添える、療育実践と地域が求められます。(全障研しんぶん7月号より加筆転載)



### 待望のブックレット 11月に発刊!

#### 『8人のママからのメッセージ ～わが子と私と療育と』

障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会編

5月19日に京都で開催したシンポジウムでの8人のお母さんたちの発言は、参加者の胸にガツンと響きました。そして「そうそう!」と共感する内容や「やっぱりそれはダメ!」と怒りを共有し、「聞いてよかった」「シンポやってよかった」と話し合いながら帰路に着きました。

でも、やっぱりこの内容は活字にしてもう一度全国の仲間届けたい、そして療育のことや子どもの発達やお母さんお気持ちを分かっていない厚生労働省や自治体の責任者にも届けたいと思えました。

宮崎で開催される全通連全国大会で皆さんの手元に届くように現在緊急編集中です。是非、全国各地で広げてください。

### 『障害のある子どもの くらしと権利』

最新刊!

中村尚子 全障研出版部 1,785円

めまぐるしく変わる障害児を取り巻く制度。現場は、日々の実践を大切にしながら、新しい制度に振り回されてしまいます。そんな中、「歴史を埋もれさせてはいけない」という著者の思いから、心身障害児通園事業～今日の児童発達支援への過程と支援費制度、自立支援法など各法律の問題点を記したのが本書。

障害児支援に関わる人には必携の一冊!

# あかつき・ひばり園の請願署名に取り組んで

寝屋川市 朽見 圭子

## あかつきひばりがあったから

今年3月寝屋川市は、療育センター「あかつき・ひばり園」の運営形態について、指定管理者制度の導入を打ち出しました。これに対し私たちは、10万人を目標に「あかつき・ひばり園を公設公営で継続してほしい」という請願署名に取り組みました。参加されたお母さん達からは「今の私たちの生活があるのは、あかつき・ひばり園のおかげ」「あかつき・ひばり園が、この子の障害に気づかせてくれ、やっと子育てに自信をもつことができた。あかつき・ひばり園がなかったら、今生きていなかった。」障害児が生まれた家族にとって、障害を告知された時、こ

れからどうしたらいいのだろうかという途方に暮れた気持ちを持つています。あかつき・ひばり園は、子どもの療育だけでなく、寝屋川の多くの親を救ってきてくれたのです。そんな気持ちから、ビラの全戸配布、訪問による署名回収、駅頭での署名協力の呼びかけ等、様々な活動を行いました。

## 寝屋川方式は全国のお手本

先日持ち込ませない会の全国交流集会でも、あかつき・ひばり園の事を訴えさせて頂きましたが、全国の療育施設に通う保護者をはじめ、支える側の先生たちが、あかつき・ひばり園を知っていらっしやったことに驚きまし

た。「あかつき・ひばり園は、療育に携わる者の手本であり、目指してきた目標であった」「あかつき・ひばり園を見学に行った時、行政の方が『社会的に一番弱い、障害児の子育ての支援をするのは行政の仕事。当たり前のことで』と話しておられたのに……」「親も子も放り出さない、社会がケアをするという療育の形を確立したのも寝屋川市のあかつき・ひばり園だった。」あかつき・ひばり園を中心とした、発見↓フォロー↓療育↓教育↓成人へという療育システムは、全国に誇るべき寝屋川市の宝となりました。私たちは、次に生まれてくるかもしれない、多くの障害児に対して大きな責任があると思っています。

## 8万5千を越える

### 署名が集まった

請願署名は、全国規模で広がりました。ただ単に、療育施設の指

定管理反対で署名が広がったわけではありません。「あのあかつき・ひばり園を守らねば……」という思いで、皆さん署名を広げて下さったのです。あかつき・ひばり園のその後については、全国の関係機関（療育だけでなく教育・成人期の施設も含めて）の注目を集めています。6月27日現在、署名数は8万5907筆になっています。たくさんの方のご協力をありがとうございます。状況は大変厳しいですが、署名で託していたいただいた皆さんの思いを胸にしつかり刻み、前に進んでいきたいと思えます。



# 「身近な地域での療育」は近づいたか ―改正児童福祉法施行から1年

中村尚子

全国児童発達支援協議会（略称 CDS JAPAN）が12年8月29日～10月30日の間に実施した調査の結果が報告されています。

## 事業移行

厚生労働省の調査によれば、改正法施行から3か月後の12年7月の

新体系事業実施状況は、児童発達支援センター（福祉型） 356カ所、

児童発達支援事業 2,609カ所、

医療型児童発達支援センター116

カ所です（厚生労働省、2012年7

月）。旧法時代の2008年の3障害

種別通園施設数が382、児童デイ

サービス事業所が1,137であつ

たから、総数は確実に増加していま

す。

CDS調査は、有効回答施設1,

554施設の新事業移行状況の特徴

をつぎのようにまとめています。

・知的障害児通園施設182の大半

が児童発達支援センター（福祉型）に移行

・肢体不自由児通園施設63のう

ち6施設が児童発達支援センタ

ー（福祉型）に移行

・難聴幼児通園施設14はすべて

児童発達支援センター（福祉型）

に移行

・児童デイサービス1,089の

うち15施設が児童発達支援セ

ンター（福祉型）に移行

・新規施設105のうち児童発達

支援センターは5施設（福祉型

4、医療型1）

児童発達支援センターは、3障

害種別通園施設から引き継いだ

児童福祉施設の基準に従うもの

で、地域療育の基幹施設としての

役割が期待されています。改正法

は、障害種別施設を「一元化」し

て、障害を問わずに必要な療育が

受けられることを企図していま

しが、全国的な施設調査だけでは目標に近づきつつあるのかは判断できません。CDSの調査でも、『身近な地域での発達支援』

という一元化の大儀が置き去りにされてしまった」と述べています。移行を施設に任せていたのでは、手厚い設備と職員を備えた児童発達支援センターは、簡単には増えないと思われます。特に、医療型センターの新設は困難が予想されます。行政による整備計画が立てられ、実行可能な財政措置が必要です。

2006年4月から自立支援法と連動して障害児施設に導入された日額報酬制によって、施設運営は困難に陥りました。13年4月からは特別措置がなくなつたために、施設運営は内部努力に頼るしかありません。

CDS報告書はつぎのように述べています。

「知的通園では定員以上の利用契約児を集め、週5日毎日定員以上の通園児を集団療育するな

らば、現在の給付単位数で経営は可能である。しかし、人口の少ない地域では毎年どのように通園児を集めるかが問題になる。また個別の介助が必要な低年齢児や他障害を合併する知的障害児などを多く受け入れると、個別的介助や専門職による個別指導の回数を増やす必要が生じて利用実数は増えず、介助者や専門職の職員の雇用が必要になるなど経費の上での課題が生じる。」

子どもにとつての必要な療育ではなく、常に経営的視点から療育内容を考える必要に迫られるといえます。

## 児童発達支援事業と

### 放課後等デイサービスの現状

施行前から予想されてきました。これが、確実に増加しています。これから2つの事業の経営主体と職員資格について、CDS調査からひろってみます。まず、経営主体については、全施設では社会福祉法人が41.4%であるのに対し、放課後

等デイサービスはNPO法人、株式会社等の割合が53.3%と半数を超える(532施設中、NPO184、株式会社など100)。また児童発達支援事業の1割が株式会社等であることも注目されます。

障害児の放課後や長期休業中の「居場所」は、保護者の関心も高く、改正法によって、放課後活動が法定化されたこと自体は前進ですが、中には単なる「預かり」であったり、おけいこ事や学習塾のような事業所もあることが関係者の間で話題になっていきます。東京都内では、利用する子どもを「お児童さま」と呼んで、まさに「お客様」としてみているところもあるといえます。

児童発達支援事業を行う会社の中には、子どもらしい遊びとは無縁の、時間単位の個別指導だけを行うところもあります。駅前の雑居ビルでも開設できるので、その程度の「指導」ですませて利益を上げることも可能なのです。

職員の資格については、保育士や児童指導員である必要はなく、「指

導員」でよいことが児童デイサービス時代から問題として指摘されてきました。しかし、法改正時になんら変更がなされなかったため、CDS調査に回答した保育士・児童指導員配置0の施設は、児童発達支援事業16.8%、放課後等デイサービス28.5%でした。両事業の実態を詳細に調査すれば、この数字はさらに上がるかもしれません。

地域で暮らす子どもへの育ちに責任を持つのは、自治体(行政)のはずです。しかし改正法では制度上、市町村の公的関与は通所のための支給決定と事業所の紹介です。障害があることを指摘された「親子の行方」は、これまで以上に把握しづらくなります。自治体がつくりあげてきた乳幼児健診から障害の早期発見、早期療育へつなぐシステムを守ることが大事な課題になっています。

### 保育所等訪問支援事業

保育所等訪問支援事業は、地域

支援の目玉新規事業といわれています。保育所にたいする費用や職員の補助とは無関係に制度設計されているために、保育所関係者の認知度は低いままです。保育所などには、発達上、「気になる子」が複数在籍しており、この事業の申請児のみ対象とした支援は現実的ではありません。

CDS調査の自由記述でも「受給者証取得児童の限られるとほとんど対象児がいない」「(親の)障害受容の点からもかなり無理がある」など、問題点を指摘する意見が多く寄せられています。

### 子ども・子育て新制度と

#### 障害児保育

子ども・子育て支援新制度における障害児保育は、「新システム」検討段階から、真剣に議論された形跡はありません。それは、新制度が親の就労に着目して、いかに効率よく子どもを預かるかという観点しか持ち合わせていないからです。いまのところ、具体的

手続きはまだ不明です。

しかし、障害のある子どもを育てるためには短時間就労ならざるをえない親が多いのが現実です。自治体の障害児保育実施要綱によって、障害があることが保育所入所要件に認められている地域では、簡単に「短時間」に区分される可能性もあり、保育所を障害のある子どもの発達保障の場として守ることができると焦点の一つとなります。

13年4月、内閣府の担当官にこの点を尋ねたところ、保育所における障害児保育の現状認識が不十分であるのか、明確な回答が得られませんでした。保育時間と保育料、さらには児童発達支援センターなどとの並行通園をした場合の保育料も問題となってくると思われます。

※CDS JAPANの報告書

「児童福祉法改正後の障害児通所支援のジッタと今後の在り方に関する調査研究報告書」厚生労働省平成24年度障害者総合福祉推進事業、2013年

# 第17回 全国発達支援通園事業連絡協議会 全国大会 in 宮崎

発達支援・家族支援・地域システムづくり  
～必要なとき必要な支援が受けられ、笑顔広がる地域に～

## 1：開催趣旨

市町村の身近な療育の場として「発達支援、家族支援」の活動をするには、医療・保健・福祉・教育、とりわけ地域の保健師さんとの連携が大切です。また、幼稚園や保育園などとの連携も欠かせません。

それぞれの地域の実情に合わせ、社会資源を組み合わせた療育のシステムづくりが、今なお、多くの市町村の課題ではないでしょうか。第17回 全国発達支援通園事業連絡協議会全国大会は、母子保健との連携、特に健診と早期療育など地域の療育システムについて、また地域自立支援協議会との連携について考える場にしたいと考えています。事業所職員のみならず、多くの関係機関のみなさまに参加していただける大会にしたいと考えています。

宮崎では2回目の全国大会となります。京都大会を受けて新制度についてさらに学びを深め、実践に反映できるような大会を開催します。

2：主催 第17回 全国発達支援通園事業連絡協議会 全国大会 in 宮崎 実行委員会

3：内容 講演会：九州大学大学院人間環境学研究所名誉教授 大神英裕氏  
「乳幼児健診と発達障害児のフォロー・支援」  
分科会 ①療育のあり方（遊び・質）・実践の交流  
②母子保健と発達支援  
③新たな障害児支援制度と発達支援のあり方  
④地域における発達支援体制と地域づくり

行政説明：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課  
障害児支援専門官 大西 延英 氏

4：日時 平成25年11月9日(土)～10日(日)  
(開会9日12時40分～閉会10日12時20分 予定)

5：会場 宮崎県立延岡しろやま支援学校及びSUNクラブひまわり

6：対象 発達支援事業等に従事している職員・保育園、幼稚園等の職員・  
関係行政職員・その他関わりのある方

7：参加費 4,000円 (懇親会費5,000円)

## 8：事務局及び問い合わせ先

〒882-0802 延岡市野地町4丁目3535-1  
NPO法人SUNクラブひまわり 児童発達支援事業所 あはは内

※お問い合わせはメールもしくはFAXにてお願いいたします。

E-mail:[chisae.tamura@rainbow.plala.or.jp](mailto:chisae.tamura@rainbow.plala.or.jp) / FAX: 0982-20-5424

事業所名・ご住所・ご連絡先(お電話番号・メールアドレス)・ご担当者様お名前を明記の上、  
問い合わせ先までご連絡ください。尚、開催要項等の情報は随時全通連HPに記載していき  
ますので、御覧ください。

URL <http://www.geocities.jp/sweethome-green/2858/>